

【諮詢第70号】

15川公審第4号  
平成15年5月23日

川崎市教育委員会  
委員長 黒田俊夫様

川崎市公文書公開審査会  
会長 安富潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成10年3月18日付け9川教庶第1331号の3をもって川崎市教育委員会  
委員長から諮詢のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成 10 年 2 月 10 日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成 5 年度から平成 9 年度までの「市立 中学校の教育課程編成届に関して、部活動顧問会議において、クラブ活動履修の必要から生徒全員を部活動に所属させ、退部を禁じる形態の部活動を行うことを決定した文書及び会議録などその決定判断に至る文書、資料のすべて」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成 10 年 2 月 24 日付けで、クラブ活動履修の必要から生徒全員を部活動に所属させ、退部を禁じる形態の部活動を行うことを決定した公文書は存在しないとして、本件請求に対し、拒否処分を行った。

異議申立人は、平成 10 年 3 月 6 日付けで、教育課程編成に必要不可欠な文書等が不存在との理由は理解しがたいので、本件拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮詢第 70 号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成 14 年 5 月 16 日付け意見書及び平成 15 年 1 月 17 日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る対象公文書は、教育課程編成に必要不可欠な文書等であって、これを使用し、内容を検討し、教育課程を編成するものであるから、文書等が不存在であることは理解しがたい。
- (2) 仮に本件請求に係る対象公文書を使用していないのならば、教育課程編成方法を明らかにせよ。
- (3) 本件拒否処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するのかの理由付記がない。
- (4) 条例前文第 3 項（「情報公開制度は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい公正で信頼できるものでなければならない。」）の規定の趣旨からは、拒否した場合の理由説明は、わかりやすいものでなければならない。

## 4 実施機関の主張要旨

平成 10 年 10 月 15 日付け処分理由説明書及び平成 14 年 11 月 21 日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

部活代替制度は、平成元年度の中学校学習指導要領の改訂によって導入されたもので、部活動に参加する生徒が当該部活動への参加により、クラブ活動を履修した場合と同様な成果があると認められるときは、当該部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるとされたもので、この制度は、クラブ活動について、学校や生徒の実態に応じた実施形態、方法等を適切

に工夫できるよう教育課程編成上の弾力化の一貫として位置付けられたものである。

中学校においては、本件請求における内容の「クラブ活動履修の必要から生徒全員を部活動に所属させ、退部を禁じる形態の部活動を行う」決定は、されていない。

したがって、本件請求における内容の公文書を作成する必要がなく、公文書は存在しない。

## 5 審査会の判断

本件は、実施機関が本件請求に係る対象公文書は不存在として拒否処分を行ったものである。このような実施機関の処分の当否についての審査は、市立 中学校的教育課程編成届に關し、部活動顧問會議において、クラブ活動履修の必要から生徒全員を部活動に所属させ、退部を禁じる形態の部活動を行うことが決定されたか、またその決定判断に至る會議録等の文書が作成されたか否かという事実の問題であるが、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる(条例第 15 条第 5 項)にとどまり、当該対象公文書が存在していると推認することはできなかった。

実施機関は、処分理由説明書及び事情説明聴取において、生徒全員を部活動に強制的に所属させ、クラブ活動を履修させることについて決定した事実はなく、その事実に関する公文書が存在しないと述べており、審査会として当該公文書の存在を認めることができない以上、実施機関の本件拒否処分が不当であるということはできない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

## 川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委 員 小 林 美智子  
委 員 鈴 木 庸 夫  
委 員 高 岡 香  
委 員 三 浦 俊 介  
委 員 安 富 潔